

令和3年度川崎市保育体制強化事業について

資料4-6

【事業概要】

- 保育士の負担を軽減することによって保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備するため、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を散歩等の**児童の園外活動時の見守り等**の保育に係る周辺業務に活用し、その周辺業務に要する費用の一部（**1施設月額14万5千円**を上限とする。）を補助するもの。

【対象となる施設】

- 申請年度の4月（年度内で新たに保育支援者を配置した場合はその配置月）において、保育士及び保育士以外の者（保育支援者を含む）の実人数が、前年同月における保育士及び保育士以外の者（保育支援者を含まない）の実人数と比較して、それぞれ同数以上であること。
※前年同月の実績がない保育所（新規開設園等）は、保育所開所月と申請年度の4月（年度内で新たに保育支援者を配置した場合はその配置月）を比較

【保育支援者に係る要件及び補助対象事業】

- 1 **保育支援者は保育士資格を有しない者**で、保育に係る以下の業務のうち、**①を含み2つ以上行うもの**とする。

- ①**児童の園外活動時の見守り等（必須）** ②保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- ③外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳 ④寝具の用意・あとかたづけ
- ⑤給食の配膳、あとかたづけ ⑥その他保育士の負担軽減に資する業務

- 2 保育支援者は平成26年4月1日以降、新たに保育所に配置された者であり、**公定価格上措置された職員及びその他の補助金等の支給対象となっていないものであること。**
⇒一時保育・地域子育て支援センター・市加配保育士・高齢者等活躍促進加算・産休代替・定員超過等の対象者でないこと。
- 3 **児童の園外活動時の見守り等**を実施するに当たり、保育支援者は、市が認める**交通安全に関する講習会等**を修了しなければならない。（令和3年度については、別途お知らせします。）

【補助対象経費】

- 事業に係る報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

対象施設イメージ図 ①

【対象となる施設要件】

申請年度の4月（年度内で新たに保育支援者を配置した場合はその配置月）において、保育士及び保育士以外の者（保育支援者を含む）の実人数が、前年同月における保育士及び保育士以外の者（保育支援者を含まない）の実人数と比較して、それぞれ同数以上であること。

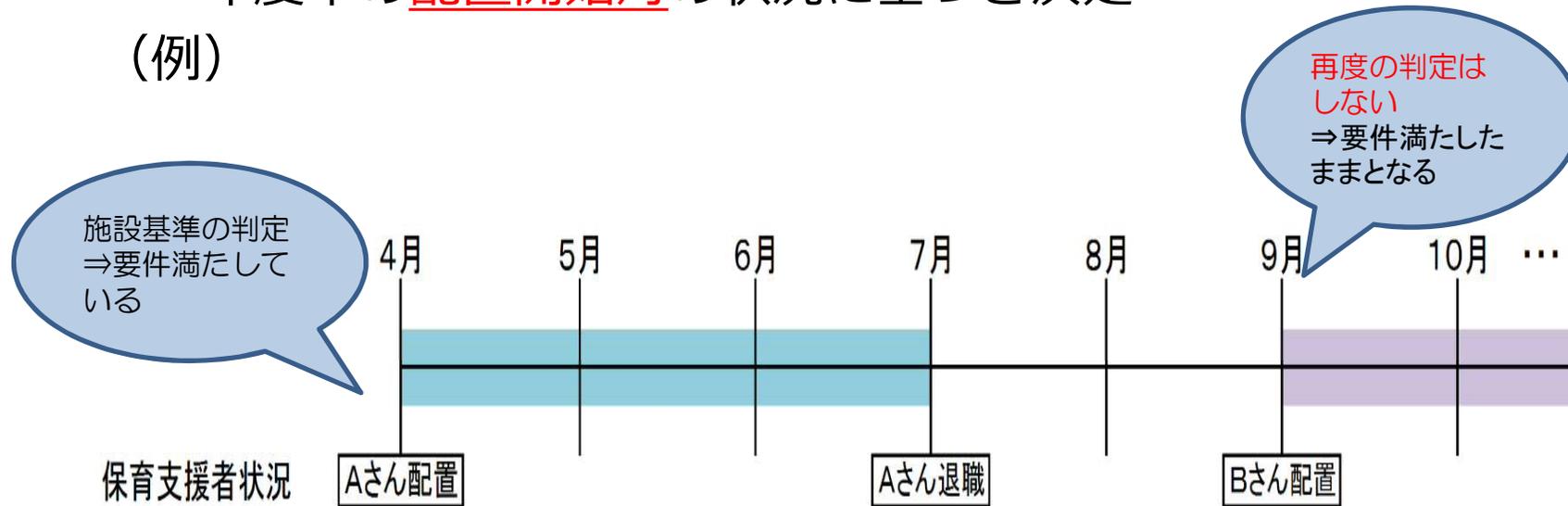
		前年度 R2. 4※	申請年度 R3. 4	増減	判定			前年度 R2. 4※	申請年度 R3. 4	増減	判定
パターン 1	保育士	10名	12名	+2		適	パターン 3	保育士	10名	9名	
	保育士 以外	5名 (保育支援者含まない)	5名 (保育支援者含む)	±0	保育士 以外			5名 (保育支援者含まない)	5名 (保育支援者含む)	±0	
パターン 2	保育士	10名	10名	±0	適	パターン 4	保育士	10名	9名	-1	否
	保育士 以外	5名 (保育支援者含まない)	6名 (保育支援者含む)	+1			保育士 以外	5名 (保育支援者含まない)	7名 (保育支援者含む)	+2	

※新園は申請年度の開所月

対象施設イメージ図 ②

年度途中の配置状況の変更に基づく判定について
⇒年度中の配置開始月の状況に基づき決定

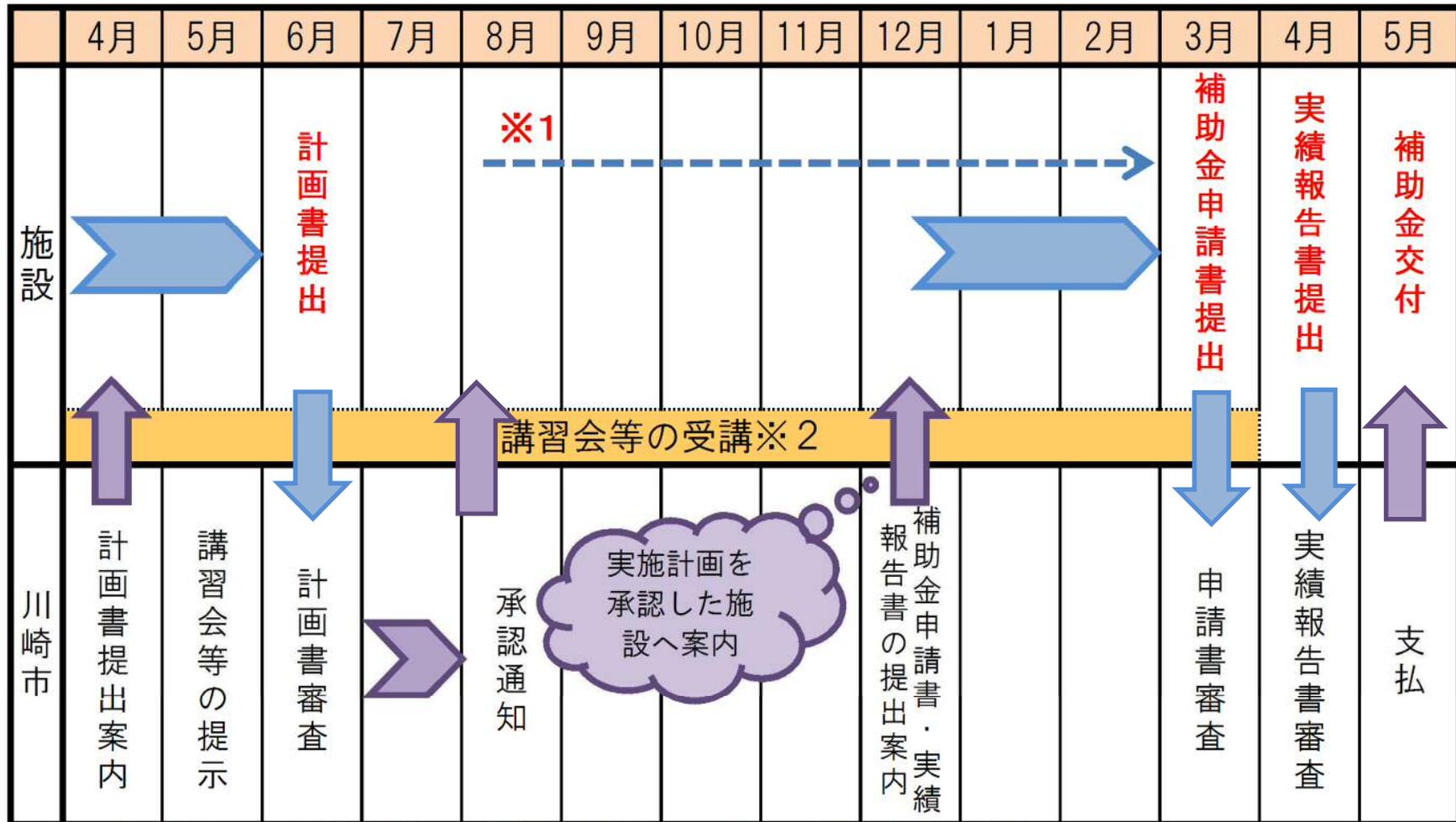
(例)



このケースの場合、Aさんの雇用時に施設基準を判定しており、施設要件は満たしているため、Bさんの雇用時には再度の判定は行わず、年度内は要件を満たした施設となります。

保育体制強化事業補助金

年間スケジュール（予定）



※1 計画書の承認後に変更が生じた場合は、計画変更申請を提出

※2 講習会等の受講については、別途お知らせ予定。

保育体制強化事業に関するFAQ<R3年度予算事務説明時点>

No.	分類	質問	回答	修正・追加日
1	職員	対象となる職員数の雇用形態に決まりはありますか？	フルタイム、パートなど就労形態は問いません。ただし、嘱託など、実際に園で勤務されていない方は、対象外になります。	
2	職員	対象となる職員数は、パートなどのフルタイムでない場合、常勤換算とするのですか？	常勤換算は行わず、実人数で計算してください。	
3	職員	月途中の任用の場合、人数計上はいつからですか？	月途中の任用の場合も、当該月分の人数として計上してください。 (例：1月15日任用→1月から職員人数として計上)	
4	職員	教育・保育給付費(高齢者等活躍促進加算など)や他の補助金(定員超過補助者雇上費補助金や新型コロナウイルス感染症対策事業補助金など)の対象となる職員が保育支援者である場合は、補助の対象になりますか？	教育・保育給付費や他の補助金に係る支給対象職員である場合、重複して受けることはできませんので、該当職員は補助対象外となります。 なお、上記教育・保育給付費等の支給対象職員ではないものの、園で処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの支給対象としている場合には、当該支給分を除いた賃金と補助上限月額14万5千円を比較して少ない方の額が補助額となります。	令和3年度
5	職員	保育士資格を有しない園長や事務員等が保育支援者としての業務も行う場合は、どのように計上すればよいですか？	園長は公定価格上の基本分単価に人件費相当分が含まれているため、対象外となることから、保育士以外として計上してください。事務員は保育支援者としての業務を行っていただければ、保育支援者として計上してください(他の補助金等の対象となっていないこと)。	
6	職員	保育士資格を有しているものの、実際に保育を行っていない場合は、どのように計上しますか？	保育士資格を有している方は、保育士として計上してください。	
7	職員	子育て支援員は、保育支援者になりますか？それとも保育士以外になりますか？	保育士資格を有せずに、保育支援者としての業務を行っている場合は、保育支援者として計上してください。(保育士資格を有する子育て支援員は「保育士」として計上してください。)	
8	職員	みなし保育士(看護師や准看護師)としている職員は、どのように計上すればよいですか？	保育士以外として計上してください。	2月18日
9	職員	保育支援者としての業務を委託している場合、その委託料は対象になりますか？	委託料も対象経費に含まれます。	

No.	分類	質問	回答	修正・追加日
10	職員	派遣職員が保育支援者としての業務を行う場合、対象になりますか？	派遣に係る費用のうち、保育支援者の人件費は対象経費として申請することは可能です。ただし、別途、当該対象経費に係る根拠資料や算出方法等がわかる書類等の提出を要します。	
11	職員	現在就労している保育士資格を有しない職員が、新たに保育士資格を取得した場合、いつから保育士として取扱えばよいですか？	保育士証に記載されている登録日から保育士として計上してください。	
12	職員	保育支援員として計上するためには、一定数の出勤日数が必要ですか？	実際に出勤し、保育支援員としての業務を行えば構いませんので、出勤日数は問いません。	
13	職員	休職中(病気休暇や産前産後休暇、育児休暇中等)の職員は、保育士・保育士以外に計上するのですか？	月初日に現に園で勤務している実員数をもって、前年同月(前年同月の実績がない場合は交付申請年度の4月)との比較を行います。そのため、当該職員は、保育士・保育士以外に計上しません。	
14	申請方法	補助金の交付申請は毎月行うのですか？	補助金の交付申請は年1回の実績払いとなります(4月から3月分を一括して申請してください)。	
15	申請方法	保育支援者の費用の内訳について確認できるものとはどのようなものですか？	賃金台帳・給料明細書・領収書等を御提出ください(雇用形態や状況により変更となる可能性あり)。	
16	補助額	月の途中で、保育支援者が退職等した場合、補助額はどうなりますか？	月途中で退職した際の当月分の賃金と補助上限月額の14万5千円を比較して少ない方の額が補助額となります。 また、月途中で保育士資格を取得した場合は、補助上限月額の14万5千円と比較する補助対象経費は、保育士資格を取得する前までの期間分の人件費となるため御注意ください(別途、当該対象経費に係る根拠資料や算出方法等がわかる書類等の提出を要します)。	令和3年度
17	講習会	交通安全に関する講習会は、保育支援者に変更が無い場合でも毎年受講が必要ですか？	交通ルールや子どもに関する事故の状況等保育環境を取り巻く状況の変化が想定されるため、講習会については、毎年の受講をお願いします。	
18	職員	職員配置について国基準と市加配を全て満たす必要はありますか？	当該年度、施設として初めて保育支援者を配置した月の職員配置状況について、確認します。 なお、国基準は当然ながら満たすことが必要ですが、市加配(休憩休息保育士、年休代替保育士)については、満たしていなくても申請は可能です。	2月18日
19	職員	保育支援者を配置した月において、交付要件となる職員数の基準を満たしていたが、その後、(年度途中に)保育士や保育士以外の退職等で人数に変動があった場合でも補助を受けられますか？	当該年度、施設として初めて保育支援者を配置した月に「対象となる施設要件」を満たしていれば、その後保育支援者の変更や職員配置状況の変動があっても、保育支援者を配置している場合には補助対象とします。	2月18日

保育体制強化事業

(令和3年度概算要求：事項要求(令和2年度予算：394億円の内数))

【事業内容】

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

【実施主体】 市区町村が認めた者

川崎市においては、※1について実施

【補助基準額】

1か所当たり 月額100千円

※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合

1か所当たり 月額145千円

・勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加

*保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする

※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合

1か所当たり 月額 45千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

国：1/2、市区町村：1/2

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園